

すべての事業主の皆様

「治療と就業(仕事)の両立支援」の取組が 事業主の努力義務になりました!

- ◆事業場として、労働者が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境を作りましょう。
- ◆愛媛産業保健総合支援センターの両立支援促進員(社会保険労務士、保健師等の専門スタッフ)が **無料で相談・支援に応じます。**



治療と仕事の両立支援サービスの内容

相談対応

事業主や人事労務担当者、労働者などからの両立支援に関する質問や相談に、面談・電話・メール等により対応します。

個別訪問支援

両立支援促進員が事業場を訪問し「両立支援の進め方」「管理監督者・労働者向け教育研修」「相談・支援体制や休暇・勤務制度の整備」等について助言・サポートします。

個別調整支援

労働者(患者)や事業主からの申し出に応じ、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための調整支援や両立支援プラン作成の助言・支援を行います。

啓発セミナー

事業主、労働者、産業保健・医療関係者等を対象に、治療と仕事の両立支援の普及・啓発を目的としたセミナーを実施します。

支援内容などについて、お気軽にお問合せください

独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター

〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F

TEL:089-915-1911

受付時間:月~金曜日(8:30~17:15)



治療と
仕事の
両立支援



治療と就業(仕事)の両立支援

申込書

年 月 日

事業場名			業種	
事業内容			従業員数	人
所在地	〒			
	電話		FAX	
担当者	部署		氏名	
	E-mail			
	職種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 人事労務担当者 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 労働者(患者) <input type="checkbox"/> その他()		

希望する支援内容 にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

個別訪問支援

※担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

- | | |
|--|--------------|
| 1 管理監督者向け両立支援教育(事業場の管理監督者や労働者等に対し意識啓発を行う研修等) | 3 事業場内規定等の整備 |
| 2 事業場内体制の整備 | 5 両立支援の進め方 |
| 4 事業場の勤務・休暇制度の整備 | |
| 6 両立支援に係る情報提供 | |
| 7 その他(具体的に:) | |

個別調整支援《労働者(患者)と事業主の同意書が必要です。》

※労働者(患者)と事業主間の両立支援についてアドバイスします。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 労働者(患者)との治療に対する配慮の検討 | 2 両立支援の進め方 |
| 3 両立支援プランの作成 | 4 職場復帰支援プランの作成 |
| 5 主治医等への相談 | 6 就業上の措置についての検討 |
| 7 その他(具体的に:) | |

啓発セミナー

※両立支援の普及・啓発を目的とした事業主、労働者、産業保健・医療関係者等を対象とするセミナーです。

申込先

独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター

FAX:089-915-1922

E-mail: ryouritsu@ehimes.johas.go.jp

※申込書受領後、当センターから連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用しません。